

令和8年度ツキノワグマゾーニング管理指針等作成業務委託仕様書

1 業務の名称

令和8年度ツキノワグマゾーニング管理指針等作成業務委託

2 業務の目的

本業務は、人とツキノワグマとのすみ分けを図り、人身被害その他の軋轢を軽減するため、岩手県内におけるツキノワグマのゾーニング管理に関する基本的な考え方及び県の方針等を整理した「岩手県ゾーニング管理指針」（以下「管理指針」という。）並びに県内全域を対象とした「ゾーニングマップ」を作成するものである。

3 業務の期間

契約日 から 令和9年3月12日（金）までとする。

4 業務の内容

（1）管理指針の作成

以下の手続きにより、随時、県と協議を行い、管理指針を作成すること。

ア 意見照会等

管理指針案は県が作成することとし、県が作成した管理指針案を、ツキノワグマ管理検討協議会の構成員（※）及び市町村に意見照会を行い、意見のとりまとめ・管理指針の作成等を行うこと。

なお、作成等に当たっては、内容を分かりやすく理解できるよう、図表やイラストを作成すること。

※ 構成員名簿は別途、県から提供します。

（2）ゾーニングマップの作成

作成した管理指針の内容（ゾーンの定義等）を踏まえ、以下の手続きにより、随時、県と協議を行い、ゾーニングマップを作成すること。

ア ゾーニングマップ案の作成

G I S等を活用し、管理指針に基づいた県内全域のゾーニングマップ案を作成すること。

イ ワークショップの開催等

作成したゾーニングマップ案に係る市町村意見を反映するため、市町村職員を対象としたワークショップを開催すること。ワークショップの内容は以下のとおりとする。

【ワークショップの内容】

- ・ 参加者：市町村職員（主に鳥獣担当者）
- ・ 内 容：①作成した管理指針、ゾーニングマップ案の説明
②ゾーニングマップ案の確認及び修正に係るワークショップの実施
- ・ 時 期：別途協議
- ・ 回 数：広域振興局単位で各 1 回、計 4 回
- ・ 会 場：別途協議

※ ワークショップに参加できない市町村とも調整を図り、市町村意見等ゾーニングマップに反映すること。

ウ 市町村及び県との調整

ワークショップを踏まえた市町村意見等を反映したゾーニングマップを作成し、当該内容について、県及び市町村との調整を図ること。

5 責任者の配置

業務の履行に際しては、責任者を配置することとし、責任者は現に、農林水産省が登録する「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」又は、環境省が登録する「鳥獣保護管理プランナー」若しくは「鳥獣保護管理調査コーディネーター」として登録されている者であり、入札参加申請時点で当該法人に所属している者であること。

6 成果物

(1) 管理指針（Word 形式）

(2) ゾーニングマップ

ア GIS データ

GeoPackage 形式（.gpkg）

※ 全県版 GIS データ及び市町村別 GIS データを編集可能な状態で納品すること。

イ 閲覧用マップデータ

PDF 形式

※ 全県マップ及び市町村別マップを作成すること。

※ なお、市町村別 GIS データ及び市町村別マップについては、全県版成果物から機械的に出力したものでも可とする。

ウ その他

マップの再編集及び更新に必要なスタイルファイルその他関連データ一式

(3) 提出場所：岩手県環境生活部自然保護課

7 その他

- (1) 本業務実施に当たっては、労働関係法令等の諸法令を遵守すること。
- (2) 本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て岩手県に帰属するものとする。
- (3) この仕様書に記載がない事項については、必要に応じて発注者と受注者間の協議により定めるものとする。